

第八条中「営業年度」を「事業年度」に改める。
 第十条中「利益の処分」を「剰余金の処分（損失の処理を除く。）」に改める。
 第十一条中「営業年度」を「事業年度」に、「営業報告書」を「事業報告書」に改める。
 第十五条中「発行する」の下に「ことができる」を加える。
 第十六条第一項中「執行役」の下に「、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）」を加える。
 第十八条に次の一項を加える。
 2 前条第一項の罪は、刑法第二条の例に従う。
 第十九条中「執行役」の下に「、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）」を加える。

第二十条中「執行役」の下に「、会計参与若しくはその職務を行うべき社員」を加え、同条第二号中「、新株予約権又は新株予約権付社債を発行した」を「を引き受ける者の募集をしたとき若しくは株式交換株式を交付したとき、又は募集新株予約権を引き受ける者の募集をしたとき若しくは株式交換新株予約権若しくは株式交換新株予約権付社債を交付した」に改め、同条第三号中「新株」を「株式」に改め、同条第八号中「営業報告書」を「事業報告書」に改める。
 （遣伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部改正）
 第五百二十四条 遣伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。
 第十八条第三項第三号イ中「又は有有限会社」を削り、親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一條ノ二第一項の親会社）を「親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九條第一項に規定する親法人）」に改め、同号ロ中「合名会社又は合資会社」を「持分会社（会社法第五百七十五條第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。
 第十九条第五項中「営業報告書又は」を削る。
 （環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第五百二十五条 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。
 第九条第一項中「事業年度又は営業年度」とを「毎事業年度」に改める。
 （特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の一部改正）
 第五百二十六条 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。
 第十九条第四項第二号イ中「又は有有限会社」を削り、親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一條ノ二第一項の親会社）を「親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九條第一項に規定する親法人）」に改め、同号ロ中「合名会社又は合資会社」を「持分会社（会社法第五百七十五條第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。
 第二十一条第五項中「営業報告書又は」を削る。
 第二十六条第二項第三号イ中「又は有有限会社」を削り、親会社を「親法人」に改め、同号ロ中「合名会社又は合資会社」を「持分会社」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

第十二章 罰則に関する経過措置及び政令への委任
 （罰則に関する経過措置）
 第五百二十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 （政令への委任）
 第五百二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

明治三十五年三月三十一日
 第三種郵便物認可

附則
 この法律は、会社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第二百四十二条の規定 この法律の公布の日
 二 第三百四十五条の規定 社会保険労務士法の一部を改正する法律の公布の日又はこの法律の公布の日
 三 第四百四十四条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律別表第二号、第三号、第十四号から第十六号まで及び第二十号の改正規定並びに同表に一号を加える改正規定 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日又は施行日のいずれか遅い日

内閣総理大臣 小泉純一郎
 総務大臣 麻生 太郎
 法務大臣 南野知恵子
 財務大臣 谷垣 禎一
 文部科学大臣 中山 成彬
 厚生労働大臣 尾辻 秀久
 農林水産大臣 鳥村 宜伸
 経済産業大臣 中川 昭一
 国土交通大臣 北側 一雄
 環境大臣 小池百合子

正 誤

ページ段 行 誤 正
 平成十七年七月二十六日（号外第百六十八号）
 公布法律第八十六号（会社法）
 （原稿誤り） 第三編
 二九一 一四第四編 第三編
 同日（同号外）公布法律第八十七号（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）
 （原稿誤り） 九第百三十四条の第三十四條の十
 二九五下 十三の五 三の五

発行所 千一〇五八四四五
 東京港区虎ノ門二丁目
 二番四号
 独立行政法人国立印刷局
 電話 03 (3587) 4294
 定価 一ヵ月、五九六円（本体）、五二〇円
 本号一部一八五六円（本体）一七三〇円
 （送料別）